無料可燃ごみ処理券を配布

市は、４月から使用していただく無料可燃ごみ処理券（新年度分は茶色のシール）を次のとおり配布します。

なお、今年度分の緑色のシールは、４月以降は使えません。

詳しくは、資源対策課（☎89－9278）へ。

＜配布方法＞

◆**自治会加入世帯**＝３月31日までに、自治会を通じて配布します

◆**自治会未加入世帯**＝引換証（はがき）を３月中旬に郵送します。３月31日までに、環境衛生課、上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンター、上石津地域の各支所で引き換えてください

＜配布枚数：１年分＞

◆１人世帯＝80枚

◆２・３人世帯＝90枚

◆４・５人世帯＝120枚

◆６・７人世帯＝130枚

◆８人以上世帯＝140枚

新年度は茶色

案内

固定資産の価格の縦覧

市は、土地・家屋の価格などの縦覧を行います。

縦覧は、納税者の皆さんが所有する市内の土地や家屋の価格について、他の土地や家屋と比較・検討していただくための制度です。

＊**とき**／４月１日(水)～30日(木)の平日　午前８時30分～午後５時15分

＊**ところ**／課税課、上石津・墨俣地域事務所　※地域事務所は管内地域のみの縦覧

＊**持ち物**／平成27年度の納税通知書・課税明細書、運転免許証など本人確認ができるもの

＊**問合せ**／課税課（土地は☎47－8168、家屋は☎47－8178）へ

市・県民税の申告受付は３月16日まで

市は、市・県民税の申告受付を行っています。

医療費の計算や帳簿・書類の整理を事前に済ませてお越しください。

なお、平成26年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出すれば、平成27年度市・県民税の申告は不要です。

詳しくは、課税課市民税Ｇ（☎47－8179）へ。

［市役所４階大会議室］

＊**とき**／３月16日(月)までの平日　午前８時30分～午後５時

［上石津地域事務所］

＊**とき**／３月３日(火)～６日(金)　午前９時～午後４時

［情報工房５階スインクホール］

＊**とき**／３月11日(水)　午前９時～午後４時

申告会場の様子

軽自動車税の税額変更
税制改正の大綱で一部見直されました

本紙10月１日号で軽自動車税の税額変更についてお知らせしましたが、平成27年度税制改正の大綱（１月14日閣議決定）で「二輪車に係る税率の引き上げの１年延期」や「グリーン化特例（軽課）の導入」などが示されました。

「軽自動車」については、本紙10月１日号でお知らせしたとおり。見直しとなるのは、「原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車など」です。

詳しくは、課税課諸税Ｇ（☎47－8143）へ。

■軽自動車

初度検査（新車購入時に初めて車両番号を取得するための検査）の日に応じて、平成27年度以降の税額が変わります。

①初度検査が平成27年３月31日以前の車両➡現行税額のまま

②初度検査が平成27年４月１日以降の車両➡新税額を適用

③上記①②のうち、初度検査後13年経過した車両（電気自動車など一部の車両を除く）➡平成28年度から重課税額を適用

車　種		① 現行税額	② 新税額	③ 重課税額
四輪乗用	自家用	7, 200円	10, 800円	12, 900円
	営業用	5, 500円	6, 900円	8, 200円
四輪貨物	自家用	4, 000円	5, 000円	6, 000円
	営業用	3, 000円	3, 800円	4, 500円
三　輪		3, 100円	3, 900円	4, 600円

■原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車など

平成28年度から新税額が適用される予定です。

車　種		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1, 000円	2, 000円
	50cc超 90cc以下	1, 200円	2, 000円
	90cc超 125cc以下	1, 600円	2, 400円
	ミニカー	2, 500円	3, 700円
二輪の軽自動車　125cc超 250cc以下		2, 400円	3, 600円
二輪の小型自動車　250cc超		4, 000円	6, 000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1, 600円	2, 400円
	その他（フォークリフトなど）	4, 700円	5, 900円
雪上を走行するもの		2, 400円	3, 600円

原付・軽自動車などの異動手続きと減免申請

軽自動車税は、４月１日現在の原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車の所有者に課税されます。譲渡、廃車、盗難などの場合は、３月中に異動手続きをしてください。

また、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などの交付を受け、市または県の定める一定の要件を満たしている人には、軽自動車税・自動車税の減免制度（１人につき１台のみ）があります。

軽自動車税の減免申請の受付期間は、３月１日から５月25日までです。平成26年度から継続して減免を受ける人には、３月中旬に申請書を郵送します。

詳しくは、軽自動車税については市課税課諸税Ｇ（☎47－8143）、自動車税については県自動車税事務所（☎058－279－3781）へ。

国民健康保険
新しい保険証を郵送

市は、国民健康保険の新しい被保険者証（保険証）を３月中旬に簡易書留で郵送します。

なお、年度途中で後期高齢者医療制度へ移行する人や退職者医療制度の対象から外れる人がいる世帯は、保険証の有効期限が通常の平成28年３月31日より早くなっています。その場合は、有効期限までに新しい保険証を送ります。

なお、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、保険証には世帯主の氏名が記載されます。

詳しくは、窓口サービス課国民健康保険Ｇ（☎47－8132）へ。

子ども医療費受給者証を郵送

小学校入学者
中学校卒業者

市は、高校生世代まで医療費の自己負担分が無料になる「子ども医療費助成制度」の更新対象者に、新しい受給者証を３月下旬に郵送します。

詳しくは、窓口サービス課福祉医療・後期医療Ｇ（☎47－8140）へ。

更新対象者	受給者証
４月に小学校に入学する子	小・中学生用　※中学３年生まで有効
３月に中学校を卒業する子	高校生世代用　※高校３年生相当まで有効

有効期限の切れた保険証や受給者証は、ご自身で破棄していただくか、窓口サービス課または上石津・墨俣地域事務所へ